

国民健康保険事業費納付金の算定方法に関する市町村意見取りまとめ

< 概要 >

○ 国民健康保険事業費納付金（医療給付費分）の算定式

市町村ごとの納付金の基礎額

＝（岐阜県での必要総額）

$$\times \{ 1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) \}$$

$$\times \{ \beta \times (\text{応能のシェア}) + (\text{応益のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

$$\times \gamma$$
 [市町村ごとの納付金の額の合計を県での必要総額に合わせるための調整係数]
※後期高齢者支援金分と介護納付金分は、波線箇所を使用しない。1. 医療費指数反映係数 α の設定について

- ・医療費水準の格差を完全に反映させるべき、又は反映することが望ましいとの意見が多い。

2 3	医療費水準の格差を完全に反映すべき、又は反映することが望ましい。（ $\alpha = 1$ ）
1 7	医療費水準の格差を完全に反映することはやむを得ない。（ $\alpha = 1$ ）
2	医療費水準の格差を反映すべきではない、又は反映しないことが望ましい。（ $\alpha = 0$ ）
0	医療費水準の格差を反映しないことはやむを得ない。（ $\alpha = 0$ ）
0	激変緩和の観点からその他の値を設定する。（設定する α の値＝__）

2. 所得係数 β の設定について

- ・原則どおり「所得係数（ β ）」とすべき、又はすることが望ましいとの意見が多い。

2 4	原則どおり β とすべき、又はすることが望ましい。
1 7	原則どおり β とすることはやむを得ない。
1	β とすべき、又はすることが望ましい。
0	β とすることはやむを得ない。

3. 配分方式について

- ・配分方式は、3方式（所得割、均等割、平等割）とすべき、又はすることが望ましいと3方式とすることはやむを得ないとの意見が多い。
- ・医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、同じ配分方式とすべき、又はすることが望ましいとの意見が多い。

0	すべて4方式とすべき、又はすることが望ましい。
3	すべて4方式とすることはやむを得ない。
15	すべて3方式とすべき、又はすることが望ましい。
20	すべて3方式とすることはやむを得ない。
2	すべて2方式とすべき、又はすることが望ましい。
0	すべて2方式とすることはやむを得ない。
2	それぞれ異なる方式とすべき、又はすることが望ましい。 ※ 医療分：__方式、後期高齢者支援金分：__方式、介護納付金分：__方式)
(1)	医療分：3方式、後期高齢者支援金分：2方式、介護納付金分：2方式
(1)	医療分：3方式、後期高齢者支援金分：3方式、介護納付金分：2方式

4. 賦課限度額について

- ・国の示す最新の値とすべき、又はすることが望ましいとの意見が多い。

37	国が示す最新の値とすべき、又はすることが望ましい。
4	国が示す最新の値とすることはやむを得ない。
1	その他の値とすべき、又はすることが望ましい。
(1)	医療分：54万円、後期高齢者支援金分：19万円、介護納付金分：16万円